

当院における個人情報の保護に関する規則

1.方針

病院においては、あらゆる場面で患者に関する守秘の情報が発生し、蓄積されていく、これらの情報は最良で質の高い医療サービスを提供することを目指す、医療従事者にとっては、重要かつ必要な情報であるが、一方これらの情報は本来患者個人の権利に属する情報であり、個人情報として厚く保護することが求められる。

大浜第二病院においては、個人情報を保護する為の手順ならびに体制を構築されることが必要である。

2.基本理念

2-1.院内規則の目的

当院の全職員は、この「院内規則」および「個人情報の保護に関する法律」、「同施行令」、厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」にもとづき、患者さんとその関係者（以下、「患者等」という）に関する個人情報を適切に取り扱い、患者等から信頼される医療機関であるよう、たゆまぬ努力を続けていくものとする。

2-2.他の院内規則等との関係

当院における患者の個人情報の取り扱いに際しては、この院内規則のほか、当院の「診療情報の提供に関する規定」も適用されるものとする。診療情報の提供について疑義がある場合には、前段に挙げた規定のほか、日本医師会「診療情報の提供に関する指針」ならびに厚生労働省「診療情報の提供等に関する指針」も参照するものとする。

2-3.守秘義務

すべての職員は、その職種の如何を問わず、当院の従業者として、職務上知り得た患者の個人情報を、正当な事由なく第三者に漏らしてはならない。当院を退職した後においても同様とする。すべての職員は、この義務を遵守することを書面によって誓約しなくてはならない